

— 特待生制度 Q & A —

Q1 特待生制度の目的は？

本制度は、本校に在学する者に対し、修学に必要な資金を貸与し、将来当法人が運営する施設に勤務する有能な看護師を育成することにより、看護の質的向上と充実化を図ることを目的としたものです。

Q2 特待生の種類と免除額は？

入学試験時に応募し認定された方を「特待生 A」、1 年次後期以降に応募し認定された方を「特待生 B」とします。

「特待生 A」は、入学金 10 万円（25 万円免除）、授業料及び施設整備費を合わせて月額 7 万円のところ 25,000 円（45,000 円免除）となり、3 年間で合計 187 万円の免除が受けられます。

「特待生 B」は、2 年次以降の授業料及び施設整備費が全額免除され、2 年間で合計 168 万円の免除が受けられます。

Q3 特待生の応募方法は？

入学試験願書一式の中に「特待生申込書」が同封されていますので、「特待生修学資金貸与規則」をよく確認のうえ、必要事項を記入し、願書とともにご提出ください。

特待生 B の募集については、1 年次後期以降に掲示板で周知いたします（※特待生 A の人数により募集しないこともあります）。

Q4 特待生制度の対象者は？

- 1) 入学試験受験者（一般・推薦・社会人）および 1 年生
- 2) 卒業後、当法人が運営する施設で3年以上就業が可能な人

Q5 特待生はどのように認定されますか？

特待生 A は、入学試験の成績を基に認定され、入学試験の合格通知と併せてお知らせをいたします。

特待生 B は在学中の成績を基に、1 年次の3月下旬頃に認定されます。

Q6 特待生は応募すると必ず認定されますか？

成績等または応募者の人数により、不認定となることもあります。

Q7 特待生の取り消しはありますか？

学内試験で一定以下の成績となった場合、また学則違反等を行い懲戒処分となった場合、その他特待生としてあるまじき行為を行った場合において、面接、運営会議の審議を経た上で取り消しを行う場合があります。

Q8 免除金の返還は？

看護師免許を取得後、当法人が運営する医療施設で3年以上勤務した場合、返還は免除されます。

3年間勤務出来なかった場合において、免除金の返還義務が生じます。

Q9 入学後または就職後の待遇に差がありますか？

学費の免除を受けることで、学校生活や入職後の給与等に待遇の差はありません。また給与等から差し引かれることは一切ありません。